

第2節 初動期

1 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す。

具体的には、市民が適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

市は、国、県及びJIHSと連携して、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、発生状況、感染状況の指標、有効な感染防止対策等について市民に対し、以下のとおり情報提供・共有する。（総務部、企画政策部、保健所）

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ・市は、準備期にあらかじめ定めた内容及び方法により、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。（総務部、企画政策部、保健福祉部、保健所、子ども未来部、観光文化部、教育委員会）
- ・市は、感染状況の分かりやすい指標を設定し、地域ごとの感染状況の目安を示すことについて、検討を行う。（総務部、保健所）
- ・市は、市民の情報収集の利便性向上のため、市内の新型インフルエンザ等に関する情報（感染状況、要請内容、支援内容等）について、必要に応じて集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。（総務部、企画政

策部、保健所)

- ・市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、国、県等から提供される情報や市内の感染状況等について情報提供を行い、市民に必要な感染対策への協力を依頼する。(総務部、企画政策部、保健所)
- ・市は、国が公表基準等に関して、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行った場合は、公表の方針等を柔軟に見直す。(総務部、企画政策部、保健所)

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ・市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(総務部、企画政策部、保健所)
- ・市は、国の要請によりコールセンターを設置し、コールセンターを通して市民からの相談を受け付け、感染症に対する正しい知識を普及させる。(総務部、保健所)
- ・市は、国から提供される Q&A を保健所、コールセンターで共有するとともに、コールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民の関心事項等を整理し、Q&A 等に反映する。(総務部、企画政策部、保健所)

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ・市は、以下の事項等について、市民へ適切に情報提供・共有する。(総務部、企画政策部、保健所)

【啓発内容】

- ・感染症は誰でも感染する可能性があること
 - ・感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ること
 - ・これらの偏見・差別等は、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること
- ・あわせて、市は、国が整理する偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を市民に周知するとともに、市においても誹謗中傷相談窓口を設置し、全ての市民の人権が尊重されるよう努める。(総務部、企画政策部、地域・市民生活部、保健所)

情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期）

- ・感染症危機においては、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、市は、国、県と連携して、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。
（総務部、企画政策部、保健所）

第3節 対応期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

そのため、市は、市民が科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

市は、国、県等と連携し、新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながらか、市民及び関係機関に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。（総務部、企画政策部、保健所）

3-1. 基本的方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ・市は、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、国、県等から提供される情報や地域の感染状況を迅速かつ一体的に情報提供・共有する。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、市は、感染症の特性を発信することや、感染状況の分かりやすい指標を設定し、感染状況の目安を示すこと等により、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。（総務部、企画政策部、保健福祉部、保健所、こども未来部、観光文化部、教育委員会）
- ・市は、市民の情報収集の利便性向上のため、市内の新型インフルエンザ等

情報提供・共有、リスクコミュニケーション（対応期）

に関する情報（感染状況、要請内容、支援内容等）について、必要に応じて集約の上、総覧できるウェブサイトを運営する。（総務部、企画政策部、保健所）

- ・市は、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、業界団体を通じた情報提供・共有を行う。（総務部、企画政策部、保健所、関係部局）
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に関し、感染症の特徴、感染状況等に応じて、柔軟な見直しを行う。（総務部、企画政策部、保健所）

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ・市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、コールセンター等の体制を維持し、必要に応じて体制を強化する。（総務部、保健所）
- ・国から配布された Q&A の改定、コールセンター等に寄せられた質問事項等を Q&A 等に反映し、コールセンターや保健所等に情報共有する。（総務部、保健所）

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ・市は、以下の事項等について適切に情報提供・共有する。（総務部、企画政策部、保健所）

【啓発内容】

- ・感染症は誰でも感染する可能性があること
 - ・感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ること
 - ・これらの偏見・差別等は、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等
- ・あわせて、市は、偏見・差別等に関する国・県、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知するとともに、誹謗中傷相談窓口における相談対応を充実させ、全ての市民の人権が尊重されるよう努める。（総務部、企画政策部、地域・市民生活部、保健所）

- ・市は、偽・誤情報の流布等の状況も踏まえ、科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。（総務部、企画政策部、保健所）

3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

- ・市は、病原体の性状等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

- ・国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。
- ・その際、市は、市民の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、国等の政策判断の根拠を丁寧に説明する。（総務部、保健所）
- ・市は、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性がある場合は、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなることを周知する。（総務部、企画政策部、地域・市民生活部、保健所）
- ・市は、個人や事業所レベルでの感染対策が、社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。（総務部、企画政策部、保健所）

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

- ・病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。
- ・その際、市は、市民が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。（総務部、企画政策部、保健所）

3-2-2-2. こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

- ・病原体の性状等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民への協力要請の方法が異なり得ることから、市は、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根

拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。(総務部、企画政策部、保健福祉部、保健所、こども未来部、教育委員会)

3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、市は、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、丁寧に情報提供・共有を行う。(総務部、企画政策部、保健福祉部、保健所)
- ・また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層に対し、市は、可能な限り市民と双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。(総務部、企画政策部、保健所)
- ・また、順次、広報体制の縮小等を行う。(総務部、企画政策部、保健所)

第5章 水際対策

第1節 準備期

1 目的

市は、平時から検疫所等関係機関と水際対策に係る体制整備や訓練を行うとともに、国が整備したシステムを活用する準備を進めることにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑かつ迅速な水際対策を実施できるようにする。

2 所要の対応

1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備

- ・市は、国が協定締結を行う検疫法に基づく隔離⁵⁷、停留⁵⁸で用いる医療機関や搬送機関との連携体制を構築するとともに、国が水際対策関係者に対して実施する訓練に参加し、水際対策の実効性を高める。（保健所）
- ・市は、検疫体制の整備のため、国からの依頼に応じて、検疫に係る検査を実施するなどの協力を努める。（保健所）
- ・市は、検疫所が実施する訓練の機会等において、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を図っておく。また、水際対策関係者は個人防護具の整備を行う。（総務部、保健所）

57 検疫法第14条第1項第1号及び第15条第1項

58 検疫法第14条第1項第2号及び第16条第2項

第2節 初動期

1 目的

病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であるため、疾病の特徴や海外の感染拡大の状況等を踏まえて、迅速に水際対策を実施し、国内への病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保することが重要である。

発生当初、感染症の特徴や病原体の性状に関する情報が限られている場合は、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、強力な水際対策を実施する必要がある。常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、水際対策の見直しを行う。

2 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生初期の対応

- ・市は、国が公表する海外における発生状況等を関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）と情報共有する。（保健所）
- ・市は、管轄地域に所在する帰国者等の情報について国から提供を受けた場合は、必要に応じて対象者の健康監視を実施する。（保健所）
- ・市は、国が感染症危険情報を発出し、在外邦人や出国予定者に対して不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行った場合、市民や関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）へ迅速に情報提供を行う。（総務部、企画政策部、保健所）

2-2. 新型インフルエンザ等の検疫法上の類型の決定等⁵⁹

- ・市は、国が当該感染症について検疫法上の指定を行った場合、関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）へ情報提供を行う。（保健所）

2-3. 検疫措置の強化

- ・市は、国が行う検疫に係る検査体制の整備に協力する。（保健所）
- ・市は、国が行う検疫法による隔離・停留で用いる医療機関や搬送業者との連携体制の整備に協力する。（保健所）
- ・市は、国から示される診察・検査⁶⁰、隔離、停留、宿泊施設や居宅等での

59 検疫法第2条、第34条及び第34条の2

60 検疫法第13条第1項

待機要請⁶¹や健康監視等の検疫措置に関する情報を関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）と共有する。（保健所）

- ・検査の結果、陽性者については、国において医療機関での隔離、宿泊施設での待機要請⁶²が実施される。また、陰性者や検査対象外の者については、医療機関又は宿泊施設での停留、宿泊施設又は居宅等での待機要請、健康監視の対象となるが、市は、国から健康監視対象者の情報提供があった場合は、対象者の健康監視等を行う。（保健所）
- ・市は、国が、停留、待機要請及び健康監視の対象者の範囲を変更した場合は、関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）と情報共有を行う。（保健所）
- ・市は、国が当該感染症について、無症状病原体保有者からの感染が見られる場合等、検疫措置の強化を図った場合は、関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）と情報共有を行う。（保健所）
- ・市は、国が、検疫法に基づく検疫感染症の発生又はまん延を防止するための指示及び居宅等での待機指示や外出していないことの報告徴収等の水際対策を徹底するための措置⁶³並びに水際対策への協力が得られない者に対する措置を実施する場合は、関係機関（県、他市町村、警察等）と情報共有を行う。（総務部、保健所）

2-4. 密入国者対策

- ・市は、国から密入国者の中に感染者又は感染したおそれのある者がいるとの情報提供があった場合は、国からの要請に基づき、必要に応じて国が行う検疫措置に協力する。（総務部、保健所）

2-5. システムの稼働

- ・市は、国が準備期に整備したシステムを稼働させた場合、当該システムを活用して健康監視等を実施する。（保健所）

2-6. 関係団体等との連携

- ・市は、国、県と連携して、居宅等待機者等に対して健康監視等を実施する⁶⁴。（保健所）
- ・市は、健康監視の実施にあたり通訳等の体制整備のため、関係団体等に対応を依頼する。（保健所、観光文化部）

61 検疫法第14条第1項第3号及び第16条の2第2項

62 検疫法第14条第1項第3号及び第16条の2第1項

63 検疫法第13条の3、第16条の2及び第16条の3

64 感染症法第15条の3第1項

第3節 対応期

1 目的

新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保する必要がある。

新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえ、国民生活及び社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、時宜に応じ適切かつ柔軟に水際対策の強化又は緩和を検討し、実施する。

2 所要の対応

3-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

- ・市は、状況の変化を踏まえ、第2節の対応を継続する。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・保健所が患者への対応により健康監視対象者への対応が困難な場合は、感染症法の規定に基づき、国に対して健康監視の実施を要請する。（総務部、保健所）

3-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・国は、第2節の対応を継続しつつ、リスク評価の結果に基づき、国内外の感染状況、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策を検討し、実施する。
- ・また、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替える。
- ・市は、国の対応の変更を受け、対策の切り替えを行う。（総務部、保健所）

3-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・国は、第2節対応を継続しつつ、以下のア～ウの取組を行う。市は、国の対応の変更を受け、対策の切り替えを行う。（総務部、保健所）
 - ア 国は、ワクチンや治療薬の開発や普及によって、感染拡大に伴うリスクが低下すると考えられることから、これらの開発や普及状況に応じて水際対策の実施方法の変更、緩和又は中止を検討し、実施する。
 - イ 国は、病原体の性状や国内外の感染状況等の変化により、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策に合理性が認められなくなった場合には、水際対策を縮小又は中止する。
 - ウ 国は、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病

原体の性状が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替える。

3-4. 水際対策の変更の方針の公表

- ・市は、国が水際対策の強化、緩和又は中止を行うことを公表した場合は、速やかに関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）に連絡を行うとともに、健康監視等の対応を変更する。（総務部、企画政策部、保健所）

第6章 まん延防止⁶⁵

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護することが重要である。

このため、市は、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

2 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ・市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手指衛生、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市民に対して、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼びかけ等が想定される。市は、その運行に当たっての留意点等について、調査研究の結果を踏まえて国が行う指定地方公共機関への周知に協力する。（総務部、企画政策部、保健所）

65 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となることが重要である。

このため、市は、市内及び周辺市町村におけるまん延を防止し、まん延時には迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2 所要の対応

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

- ・市は、国、県と相互に連携し、国内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。（保健所）
- ・市は、国と連携し、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、相互に連携し、適切に対応する。（保健所）
- ・市は、JIHS から、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づく有効なまん延防止対策に資する情報について、速やかに提供を受ける。（保健所）
- ・感染者の増加に備え、感染者情報等を管理するためのシステム構築を検討する。（総務部、保健所）
- ・市は、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。（総務部、全部局）

第3節 対応期

1 目的

市は、新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活及び経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で国が検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活及び経済活動への影響の軽減を図る。

2 所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

- ・市は、国及びJIHSによる情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。（総務部、保健所、関係部局）
- ・まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活及び経済活動への影響も十分考慮する。（総務部、保健所、関係部局）

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

- ・市は、国、県と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）⁶⁶や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）⁶⁷等の措置を行う。（保健所）
- ・病原体の性状等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、感染拡大防止対策に有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせ実施する。（保健所）

3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の市民に対する要請等

3-1-2-1. 外出等に係る要請等

- ・市は、県から、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請が行われた場合は、積極的に市民への周知を行う。（総務部、企画政策部、保健所、関係部局）
- ・市は、県から、まん延防止等重点措置としての外出自粛要請や、緊急事態措置としてみだりに居宅等から外出しないこと等の要請が行われた場合

66 感染症法第26条第2項の規定により準用する感染症法第19条

67 感染症法第44条の3第1項

は、積極的に市民への周知を行う。（総務部、企画政策部、保健所、関係部局）

- ・市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁶⁸。（総務部、関係部局）

3-1-2-2. 基本的な感染対策に係る要請等

- ・市は、市民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手指衛生、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。（総務部、企画政策部、保健所、全部局）

3-1-3 事業者や学校等に対する要請

3-1-3-1. 営業時間の変更や休業要請等

- ・市は、県がまん延防止等重点措置として、事業を行う者に対する営業時間の変更⁶⁹の要請を行った場合は、関係団体等と協力してその徹底を図る。（総務部、企画政策部、経済産業振興部、保健所、関係部局）
- ・県から緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設⁷⁰を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請⁷¹があった場合は、関係団体等と協力してその徹底を図る。（総務部、企画政策部、こども未来部、スポーツ部、教育委員会、関係部局）

3-1-3-2. その他の事業者に対する要請

- ・市は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。（総務部、経済産業振興部、保健所、関係部局）
- ・当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。（総務部、経済産業振興部、保健所、関係部局）
- ・市及び関係機関は、国の要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。（総務部、保健福祉部、保健所、関係部局）

68 特措法第36条第1項

69 特措法第31条の8第1項

70 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に規定する施設に限る。

71 特措法第45条第2項

- ・市は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。（総務部、保健所、関係部局）

3-1-3-3. 学級閉鎖・休校等の要請

- ・市は、感染状況、病原体の性状等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。（総務部、保健所、こども未来部、教育委員会）
- ・学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業⁷²（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑みて適切に判断するよう、県から設置者等に要請があった場合、市は学校の設置者として、感染症の予防上必要があるかを判断し、臨時に、学校の全部または一部の休業を行う。（総務部、保健所、教育委員会）

3-1-3-4. 公共交通機関等に対する要請

- ・市は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染対策を講ずるよう要請する。また、正しい根拠に基づかない乗車拒否等が起こらないよう、事業者に対し感染対策に関する周知を図る。（総務部、企画政策部、保健所）

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

- ・市は、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。（総務部、保健所、関係部局）

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・市は、病原体の性状等に応じて、国、県が行う措置等が円滑に実施できるよう必要な対応を検討、実施する。（総務部、保健所、関係部局）
- ・こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策を実施する。

72 学校保健安全法第20条

（総務部、保健所、関係部局）

- ・病原体の性状等を踏まえた大きくりの分類に基づく国、県の対応は以下のとおり。

病原性と感染性	リスク評価に基づく国、県の対応の考え方
病原性：高い 感染性：高い	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる
病原性：高い 感染性：高くない	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す ・医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合、国及び県は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する
病原性：高くない 感染性：高い	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保する ・県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直す ・地域に医療のひっ迫のおそれが生じた場合、県は当該状況の発生を公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼びかける ・国は、県を支援するため、より効果的・効率的な感染対策を実施できるよう、関係省庁や業界団体等との連携や調整、好事例の提供や導入支援、感染対策に関する助言・指導等を行う ・医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合、国及び県は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合、県は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。
- ・市は、市民に対して基本的な感染対策の継続を依頼する。（総務部、企画政策部、保健所、関係部局）
- ・市は、使用制限や停止としていた施設について、病原体の性状や市内の感染状況に応じ、再開までの過程及び引き続き必要となる感染対策について関係団体と共に検討する。（総務部、企画政策部、こども未来部、スポーツ部、教育委員会、関係部局）

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・行動制限等の要請がなくなった後は、段階的に制限を緩和し、病原体の性状に応じ、市民に対して場面に応じた基本的な感染対策の継続を依頼する。（総務部、企画政策部、保健所、関係部局）

第7章 ワクチン⁷³

第1節 準備期

1 目的

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国、県の要請に基づき、接種体制の構築等、必要な準備を行う。

2 所要の対応

1-1. ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用

- ・市は、ワクチンの研究開発の担い手を確保するため、大学等の研究機関に対して国及び JIHS が支援する感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成等に協力する。（総務部、保健所）
- ・市は、国、県と連携しながら、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。（総務部、保健所）

1-2. ワクチンの接種に必要な資材等の確保

- ・市は、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。（総務部、保健所）

1-3. ワクチン流通に係る体制の整備

1-3-1. 登録事業者の登録に係る周知・登録

- ・市は、国、県と連携して、事業者に対して、国が定める特定接種の対象となり得る者に関する基準、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領を周知するとともに、国の構築する登録事業者を管理するデータベースへの登録作業に係る周知を行う。
- ・市は、国が行う事業者の登録申請の受付、基準に該当する事業者の登録に協力する。

1-3-2. ワクチンの供給体制

- ・市は、市内のワクチン配送事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定のため、医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を

73 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。

想定しておく。（総務部、保健所）

1-4. 接種体制の構築

1-4-1. 接種体制

- ・市は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに接種体制が構築できるよう、国が示す接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について情報収集する。（総務部、保健所）
- ・市は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と集合的な契約を結ぶことができるシステムについて、国の構築状況を確認し、接種体制の構築に活用する。（総務部、保健所）
- ・市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。（総務部、保健所）

1-4-2. 特定接種

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、原則として当該地方公務員の所属する県または市町村において、集団的な接種を実施することとなるため、市は、国の要請に基づき、特定接種を速やかに実施できるよう、体制を構築する。（総務部、保健所）
- ・事業者において特定接種を実施する場合は、企業内診療所での接種、外部医療機関からの診療による接種が考えられる。実施にあたり新たに許可等が必要な場合、市は迅速に対応する。（保健所）

1-4-3. 住民接種

- ・市は、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。（保健所）
 - （ア）市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁷⁴。
 - （イ）市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
 - （ウ）市は、国からの接種体制の具体的なモデルを示す等の技術的な支援を受けながら、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、速やかに接種できるよう、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種

74 予防接種法第6条第3項

の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

- ・接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。（総務部、保健所、全部局）

1-5. 情報提供・共有

1-5-1. 住民への対応

- ・市は、国及び県とともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、住民の理解促進を図る。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・新型インフルエンザのワクチン接種にあたり、市は、定期接種の実施主体として、医師会等関係団体との連携のもと、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供を行う。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・ワクチン忌避を拡大させないため、市は、平時を含めた準備期において、定期接種の被接種者に分かりやすい情報提供を行う。（総務部、企画政策部、保健所）

1-6. DX の推進

- ・市は、予防接種業務が速やかに、誤りなく遂行できるよう必要なシステムの整備を行う。（総務部、企画政策部、保健所）

第2節 初動期

1 目的

準備期から計画した接種体制等により、速やかな予防接種へとつなげる。

2 所要の対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

- ・市は、国からのワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報提供・共有に基づき、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。また、必要な資材を適切に確保する。（総務部、保健所、保健福祉部）

2-1-2. 特定接種

- ・市は、地域医師会、歯科医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。（総務部、保健福祉部、保健所、保健福祉部）

2-1-3. 住民接種

- ・市は、接種が円滑に行われるよう、政府ガイドラインを参考に接種予定数の把握や予約の受付方法、会場の選定、接種に必要な人材及び資材の確保等について検討する。（総務部、保健所、保健福祉部）
- ・市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係団体と連携し、接種体制を構築する。（総務部、保健所、保健福祉部）

第3節 対応期

1 目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

2 所要の対応

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ・市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチン及び必要な資材の流通、需要量及び供給等に関する調整を行う。（総務部、保健所、保健福祉部）

3-2. 接種体制

- ・市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。（総務部、保健所、保健福祉部）
- ・市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、国や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。（総務部、保健所、保健福祉部）

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

- ・国が特定接種を実施することを決定した場合、市は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（総務部、保健所、保健福祉部、関係部局）

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種の準備

- ・市は、国、県と連携して、接種体制の準備を行う。（総務部、保健所、保健福祉部、関係部局）

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

- ・市は、国からの要請に基づき、住民が速やかに接種を受けられよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構

策を進める。(総務部、企画政策部、保健所、保健福祉部)

- ・市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係団体と連携し、接種体制を確保する。(総務部、保健所、保健福祉部)

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

- ・市は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、国の要請に基づき、接種に関する情報提供・共有を行う。(総務部、企画政策部、保健所、保健福祉部)
- ・市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を住民に提供する。(総務部、企画政策部、保健所、保健福祉部)
- ・特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については不安の高まりやワクチンの供給量の少なさから混乱が生じる可能性が高いことを考慮したうえで広報を行う。(総務部、企画政策部、保健所、保健福祉部)

3-2-2-4. 接種体制の拡充

- ・市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。(総務部、保健所、保健福祉部)
- ・市は、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(保健福祉部、保健所)

3-2-2-5. 接種記録の管理

- ・市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(総務部、保健所、保健福祉部)

3-3. 健康被害救済

- ・市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。(保健所、保健福祉部)

3-4. 情報提供・共有

- ・市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い

ワクチン（対応期）

報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。(総務部、企画政策部、保健所、保健福祉部)

- ・パンデミック時において定期予防接種の接種率が低下することがないよう、市は、引き続き定期予防接種の必要性等の周知に取り組む。(保健所、企画政策部)

第8章 医療

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等による患者数の増大に対応するため、市は、平時においては県が進める医療提供体制整備に協力し、医療機関及び関係機関との情報交換等の場を通じて、有事に備えた関係の構築と支援を続け、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を目指す。

2 所要の対応

1-1. 基本的な医療提供体制

- ・市は、県及び県保健所等と有事における役割分担をあらかじめ整理した上で、1-1-1に記載する相談センターを設置する。（総務部、保健所）
- ・市は、市民に対して必要な医療を提供するため、1-1-2から1-1-7までの県の医療提供体制確保の取組に協力し、県保健所と連携して地域の医療提供体制の活用を図るほか、感染症指定医療機関とその他の医療機関、高齢者施設等の関係者を有機的に連携させることにより、市民に対して必要な医療を提供する。（保健福祉部、保健所）
- ・市は、平時から県及び県保健所とともに長野圏域の医療機関、消防機関等との情報交換、訓練の場を設け、相互の連携を深める。（保健福祉部、保健所）
- ・市は、医療機関や社会福祉施設等における院内及び施設内感染対策の向上のため、研修等を実施するほか、医療機関、社会福祉施設等に対して助言指導を行う。（保健所、保健福祉部）

1-1-1. 相談センター

- ・市は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。（総務部、保健所）
- ・相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先の案内を行う。（保健所）

1-1-2. 感染症指定医療機関

- ・新たな感染症が発生した場合は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表⁷⁵前は、感染症指定医療機関が中心となって対応する。

75 感染症法第16条第2項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表をいう。以下同じ。

- ・公表後も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。

1-1-3. 病床確保を行う協定締結医療機関⁷⁶（第一種協定指定医療機関⁷⁷）

- ・病床確保を行う協定締結医療機関は、県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。
- ・新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、感染症指定医療機関及び公立・公的医療機関を中心に対応を行い、その後状況に応じてその他の協定締結医療機関も対応を行う。

1-1-4. 発熱外来を行う協定締結医療機関⁷⁸（第二種協定指定医療機関⁷⁹）

- ・発熱外来を行う協定締結医療機関は、県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等専用の診察室を設ける等、発熱患者等の診療を行う。
- ・新型インフルエンザ等の流行初期においては、感染症指定医療機関及び公立公的医療機関を中心に対応を行い、その後状況に応じて、その他の協定締結医療機関も対応を行う。

1-1-5. 自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関⁸⁰（第二種協定指定医療機関）

- ・自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行う。

1-1-6. 後方支援を行う協定締結医療機関⁸¹

- ・後方支援を行う協定締結医療機関は、県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等以外の患者や新型インフルエンザ等から回復後の患者の受入れを行う。

76 感染症法第36条の2第1項第1号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関をいう。

77 感染症法第6条第16項に規定する第一種協定指定医療機関をいう。以下同じ。

78 感染症法第36条の2第1項第2号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関。

79 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関をいう。以下同じ。

80 感染症法第36条の2第1項第3号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関。

81 感染症法第36条の2第1項第4号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関。

1-1-7. 医療人材の派遣を行う協定締結医療機関⁸²

- ・医療人材の派遣を行う協定締結医療機関は、県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等に対応するため、医療人材を医療機関等に派遣する。

1-2. 医療提供体制の整備

- ・県は、県予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。
- ・県は、県予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。
- ・市は、県の医療提供体制整備のための協定の締結に協力し、平時から長野圏域の医療機関等との連携を図り、感染症対策に関する支援を行う。（保健所）
- ・市は、県が民間宿泊事業者等との間で協定を締結した宿泊療養施設について⁸³、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営等に協力する。（総務部、保健所）

1-3. 研修や訓練の実施を通じた関係機関との連携等

- ・市は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、平時から研修及び訓練等を実施し、県、県保健所、医療機関、消防機関、高齢者施設等との連携を図る。（総務部、保健所、関係部局）
- ・市は、速やかに有事体制に移行するための、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を行う。その際、総務部が主体となり、多様な機関に対して訓練の参加を促進する。（総務部、保健所、全部局）
- ・感染症指定医療機関は、新型インフルエンザ等の患者の受入れを適切に実施するため、平時から新型インフルエンザ等の発生等を想定した訓練を行うとともに、長野圏域の感染症指定医療機関との間において感染症の対応方法等に関する相互の情報交換に努める。（保健所）

1-4. 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保

⁸² 感染症法第 36 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関。

⁸³ 感染症法第 36 条の 6 第 1 項第 1 号ロ